

# 石川県公報

令和4年3月18日

第13491号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		公 告	
○情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等の全部改正（デジタル推進課）	1	○県道の供用の開始（道路整備課）	5
○一般競争入札の落札者等（管財課）	1	○自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分の指定（同）	5
○国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令及び石川県国民健康保険条例に規定する知事が定める数（医療対策課）	2	○入札公告（消防保安課）	5
○令和3年度地籍調査事業計画（農業基盤課）	2	○県営緊急耐震工事計画の決定及び縦覧公告（農業基盤課）	7
○保安林の指定施業要件の変更予定（森林管理課）	3	○建設業の許可の取消しの公告（監理課）	7
○令和3管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいか）の一部変更（水産課）	4	○情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等の全部改正	7

## 告 示

### 石川県告示第93号

情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等（平成16年石川県告示第414号）の全部を改正し、公表の日から施行する。

令和4年3月18日

石川県知事 谷本正憲

知事が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年石川県規則第56号）第3条に規定する手続等は、全ての申請等及び処分通知等とする。

### 石川県告示第94号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和4年3月18日

石川県知事 谷本正憲

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
  - 県庁舎清掃管理業務委託（行政庁舎その1）一式
  - 県庁舎清掃管理業務委託（行政庁舎その2）一式
  - 県庁舎清掃管理業務委託（警察本部庁舎）一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県総務部管財課  
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日  
令和4年2月2日
- 落札者の名称及び所在地
  - 1(1) 有限会社芙蓉クリーンサービス 金沢市神田一丁目25番10号
  - 1(2) 有限会社芙蓉クリーンサービス 金沢市神田一丁目25番10号

(3) 1(3) 太平ビルサービス株式会社 金沢市南町2番1号

5 落札金額

(1) 1(1) 18,150,000円

(2) 1(2) 18,150,000円

(3) 1(3) 26,180,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和3年12月21日

### 石川県告示第95号

国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号。以下「省令」という。）第10条第1項、第16条第1項及び第25条第1項並びに石川県国民健康保険条例（平成29年石川県条例第39号。以下「条例」という。）第10条、第12条、第15条、第16条、第19条、第20条及び第23条に規定する知事が定める数は、次の表の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数とし、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

項 目	数
省令第10条第1項の知事が定める一般納付金基礎額調整係数	0.9303445000028
省令第16条第1項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.9999999988880
省令第25条第1項の知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数	0.9999999963330
条例第10条の知事が定める医療費指数反映係数	1
条例第12条の知事が定める一般納付金所得係数	0.9884923248220
条例第15条の知事が定める一般納付金被保険者均等割指数	0.7
条例第16条の知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.9953540256938
条例第19条の知事が定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7
条例第20条の知事が定める介護納付金納付金所得係数	1.0478547922920
条例第23条の知事が定める介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7

### 石川県告示第96号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和3年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和4年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
金 沢 市	夕日寺Ⅰ地区（その4） 夕日寺Ⅳ地区（その1） 夕日寺Ⅳ地区（その2） 夕日寺Ⅳ地区（その3）	令和4年3月8日から 令和5年3月31日まで
加 賀 市	小塩地区（6工区）	〃
白 山 市	美川永代Ⅲ地区 上吉野Ⅱ地区 神子清水地区	〃
川 北 町	中島Ⅱ地区	〃
津 幡 町	井上Ⅰ地区	〃

中 能 登 町	能登部Ⅷ－2地区	ク
	最勝講Ⅲ地区	令和4年3月8日から
	末坂Ⅰ・Ⅱ地区	令和4年9月30日まで

**石川県告示第97号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和4年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
小松市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び小松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
小松市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び小松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
小松市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び小松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

小松市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小松市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び小松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**石川県告示第98号**

令和3管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びすめいか)(令和3年石川県告示第65号)の一部を令和4年3月8日に変更したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和4年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

変更後	変更前												
<p>第1 くろまぐろ(小型魚)</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 82.3トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>配分数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県定置網漁業</td> <td>75.0トン</td> </tr> <tr> <td>石川県漁船漁業</td> <td>5.8トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分数量	石川県定置網漁業	75.0トン	石川県漁船漁業	5.8トン	<p>第1 くろまぐろ(小型魚)</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 98.3トン</p> <p>2 知事管理区分に配分する数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>配分数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県定置網漁業</td> <td>91.0トン</td> </tr> <tr> <td>石川県漁船漁業</td> <td>5.8トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分数量	石川県定置網漁業	91.0トン	石川県漁船漁業	5.8トン
知事管理区分	配分数量												
石川県定置網漁業	75.0トン												
石川県漁船漁業	5.8トン												
知事管理区分	配分数量												
石川県定置網漁業	91.0トン												
石川県漁船漁業	5.8トン												
<p>第2 くろまぐろ(大型魚)</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 10.9トン</p>	<p>第2 くろまぐろ(大型魚)</p> <p>1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 11.9トン</p>												

## 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県定置網漁業	9.9トン
石川県漁船漁業	1.0トン

## 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県定置網漁業	10.9トン
石川県漁船漁業	1.0トン

## 石川県告示第99号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。  
なお、その関係図面は、令和4年3月18日から同年4月1日まで縦覧に供する。

令和4年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
蚊爪森本停車場線	金沢市大河端町東48番4地先から 金沢市大河端町東47番1地先から	令和4年3月18日	県央土木 総合事務所 維持管理課

## 石川県告示第100号

道路法(昭和27年法律第180号)第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車のみ的一般交通の用に供する道路の部分を指定する。

なお、その関係図面は、令和4年3月18日から同年4月1日まで縦覧に供する。

令和4年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

道路の種類	路線名	指定する道路の部分	指定する期日	関係図面の縦覧場所
県道	金沢田鶴浜線	かほく市白尾ム2番7地先から かほく市白尾ム2番7地先まで	令和4年3月18日	県央土木 総合事務所 維持管理課

## 公 告

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和4年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 一般競争入札に付する事項

- 調達役務の名称  
電気工事士免状作成等業務委託
- 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 履行場所  
入札説明書及び仕様書による。
- 入札方法

処理件数当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和3年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 県内の3以上の市町(金沢、能登及び加賀の各地区に1箇所以上)において、受付窓口を設置できる者であること。
- (5) 申請受付時間帯において、委託業務の審査責任者(電気工事士免状の交付を受けた者に限る。以下同じ。)を常時窓口配置し、又は審査責任者と連絡可能な体制を確保することができる者であること。
- (6) 石川県の休日定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、県の執務時間に準じて、委託業務を行うことができる者であること。
- (7) 免状交付申請手続等に関し、インターネットにより周知を図ることができる者であること。

## 3 入札参加申請書の提出期限及び場所

入札者は、入札参加申請書に入札参加資格を証明できる書類を添付して、令和4年3月24日(木)までに4(1)の場所に提出しなければならない。

## 4 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県危機管理監室消防保安課保安グループ 電話番号 076-225-1481
- (2) 入札説明書の交付方法  
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限  
令和4年3月29日(火)正午(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の場所とする。)
- (4) 開札の日時及び場所  
令和4年3月29日(火)午後2時  
金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎603会議室

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (3) 無効の入札書  
この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。
- (4) 契約書の要否  
要
- (5) 落札者の決定方法  
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無  
無
- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 県営緊急耐震工事計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次のとおり県営緊急耐震工事計画を定めたので、その関係書類を令和4年3月22日から同年4月19日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条の4第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
大浦第2地区	県営震災対策農業施設整備事業	県営緊急耐震工事計画書の写し	金沢市農林水産局 農業基盤整備課

#### 建設業の許可の取消しの公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

令和4年3月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 処分をした年月日 令和4年3月11日
- 処分を受けた者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
  - 商号 株式会社大樹
  - 代表者の氏名 代表取締役 齊藤 佑樹
  - 主たる営業所の所在地 小松市園町ニ63-1フルハウスII201
  - 許可番号 石川県知事許可（般-29）第18748号
- 処分の内容 建設業法第29条第1項の規定による建設業の許可の取消し
- 処分の原因となった事実

株式会社大樹の代表取締役は、刑法（明治40年法律第45号）第246条の罪により、令和4年1月14日に金沢地方裁判所において、懲役1年6月（執行猶予3年）の判決を受け、同月29日にその刑が確定している。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。

## 教 育 委 員 会

#### 石川県教育委員会告示第5号

情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等（平成20年石川県教育委員会告示第23号）の全部を改正し、公表の日から施行する。

令和4年3月18日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成20年石川県教育委員会規則第9号）第3条に規定する手続等は、全ての申請等及び処分通知等とする。

